

件名	松前町職員倫理条例
主管課	総務課
関係課	全課
根拠法令等	
制定理由	職員の綱紀粛正を図るため
制定の主な内容	第1条 目的 第2条 定義等 第3条 倫理原則 第4条 禁止行為 第5条 私的な関係による禁止行為の例外 第6条 利害関係者以外の者等との間における禁止行為 第7条 利害関係者と共に酒類を伴う飲食をする場合の届出 第8条 公共工事等発注担当者の倫理保持 第9条 管理監督職員の責務等 第10条 松前町コンプライアンス審査会 第11条 その他
施行日	公布の日
【その他参考事項】 国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程、各市町の職員倫理規程（規則）	